

諸外国における障害のある子どもの教育

企画部調査・国際担当・国別調査班

要旨：本稿は、国立特別支援教育総合研究所が毎年行っている諸外国の障害のある子どもの教育に関する基礎情報の調査結果を報告するものである。対象国は、オーストラリア、中国、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ノルウェー、韓国、スウェーデン、イギリス、アメリカである。調査内容として、障害者権利条約の批准状況、国土面積、人口、人口密度、一人当たりのGDP、教育システム、対象国の教員一人当たりの幼児児童生徒数等の基本的な情報を国連本部統計部局等から公表される資料及び統計データからまとめた後、日本の特別支援教育システムに合わせて「特別な学校」、「特別な学級」、「通常の学級」という枠組みで整理を行っている。近年の注目すべき事象として、2014年9月にイギリスが従来のステートメントをEHCプラン(Education, Health and Care Needs assessment and plans)へ移行し、早期と学齢期にそれぞれ2種類あった通常の学校における4つの支援を1つのSENサポートにまとめるなど、大きな改革が進行している。また、アメリカの初等中等教育法(ESEA)が2015年12月10日にEvery Student Succeeds Act(ESSA)として再認可され、国連では、障害者権利条約の第24条に関する条文の公式な解釈「一般見解(General Comment)」試案を公開し2016年1月期限に意見招請を行っている。一方、2015年の早期に実施が予告されていた欧州特別支援教育機構(European Agency for Special Needs and Inclusive Education)の新たな枠組みによる欧州各国の特別支援教育データの更新は2016年3月現在で行われておらず、従来の枠組みで2年毎に更新されてきたデータも掲載されていない。なお、本稿では2015年より障害者権利条約の第35条に定められた各国の国連の障害者の権利に関する委員会への報告書の提出状況と第24条の教育に関する報告内容について記述を加えることとした。

見出し語：諸外国、障害のある子どもの教育、国際比較、統計情報

I. はじめに

本稿は、国立特別支援教育総合研究所が毎年度行っている諸外国の障害のある子どもの教育に関する基礎情報の調査結果を報告するものである。この報告は、特総研ジャーナルの創刊に合わせて掲載を開始したものであり、以来、毎年度、基本的な記述の枠組みを維持しながら、そこに記述する内容や統計情報を更新している。なお、教育制度に関する情報が更新されない場合や更新情報が入手できなかったものは、前年度と同じデータを、現時点で確認可能な範囲で最新のデータと位置づけて記述している。これにより、本文自体も更新のないものは再掲することで、毎年度の報告単体で、その時点における諸外国の障害のある子どもの教育の状況の全体像が把

握できるようにと考えている。欧州特別支援教育機構(European Agency for Special Needs and Inclusive Education)が、新たな枠組みで欧州各国の特別支援教育データの更新を2015年の早い時期に行う予告を発表(European Agency for Special Needs and Inclusive Education, 2015)していたが、2016年3月現在データは公開されていない。さらに、従来の枠組みで2年毎に更新されてきたデータも掲載されていないため、これを主たる情報源としてきたドイツ、ノルウェー、スウェーデンの統計データの一部は昨年度の報告の数値を再掲している。創刊号からの方針のとおり、毎年度、基本的に同一のフォーマットで諸外国の状況を報告するため、ある程度のデータが蓄積された段階で、その経時的変化を捉えた報告をすることも考えている。

本稿ではまず、調査結果の報告に先立ち、その背景にある情報として、障害者の権利に関する条約(以下、障害者権利条約)の批准の現状について紹介する。

障害者権利条約本文については、署名した国と地域は160、批准を済ませた国と地域が160、選択議定書については、署名した国は92、批准を済ませた国が88であった(United Nations, 2016年1月17日現在)。この1年で条約本文の批准が8ヶ国、選択議定書の批准は3ヶ国の増加となった。

日本は、2014年1月20日に141番目(地域としてのEUを含む。)の批准国となったが、条約の35条によれば、各締約国(批准した国)は条約に基づく義務を履行するためにとった措置と進捗を障害者の権利に関する委員会に報告する義務を負う。我が国は2016年2月までに同報告書を提出することとなっているが、2016年3月現在、まだ提出はなされていない。そこで本稿のIVの4では、各国の国連の障害者の権利に関する委員会への報告書の提出状況と第24条の教育に関する報告内容について報告する。

II. 目的

本稿の目的は、オーストラリア、中国、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ノルウェー、韓国、スウェーデン、イギリス、アメリカを対象として、各国の基本情報、通常の学校教育に関する情報、障害のある子どもの教育に関する情報を収集し、国際比較できる形で整理することである。

III. 方法

調査グループ(国別調査班)を構成し、各国の政府が提供する統計データ、法律、制度に関する情報を収集する。さらに、国連などが提供する人口、就学者数、経済指標などの共通の基礎情報を加えて国際間の比較がしやすいように整理した上で、それぞれの特徴を検討する。

1. 国別調査班の構成

アメリカ班、イギリス班、イタリア班、ドイツ班、フランス班、オーストラリア班、アジア班、北欧班の8つの国別調査班を構成する(組織は巻末に記載)。

2. 調査項目

調査項目は、以下のとおりである。

- 1) 基本情報(面積、人口、国民一人当たりの国民総生産(以下「GDP」))
- 2) 通常の教育に関する基本情報
 - (1) 学校教育に関わる法令
 - (2) 近年の教育施策の動向
 - (3) 教育システム
 - (4) 学校(児童数、学校数、学級サイズ、教員数)
- 3) 特別支援教育(障害のある子どもの教育)に関する基本情報
 - (1) 特別支援教育に関わる法令
 - (2) 近年の特別支援教育施策の動向
 - (3) 対象とする障害カテゴリー
 - (4) 障害のある子どもの教育の場
 - (5) 就学手続き

IV. 結果と考察

以下に、それぞれの項目について各国の情報を示す。

1. 基本情報

表1に、オーストラリア、中国、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ノルウェー、韓国、スウェーデン、イギリス、アメリカのそれぞれの基本情報を記述した。

基本情報は、国土面積、人口、人口密度、一人当たりのGDPである。これらは国連本部統計部局(UN Statistics Division)、世界銀行(The World Bank)から公表される資料及び統計を入手して表にまとめたものである。それぞれの情報源と注意事項などは表中に記してある。

表1 各国の基本情報^{1)・2)}

		オーストラリア (連邦)	中国	フィンランド	フランス	ドイツ(連邦)	イタリア	日本	ノルウェー	韓国	スウェーデン	イギリス	アメリカ
面積	km ²	7,692,024	9,596,961	336,855	551,500	357,340	302,073	377,930	323,787	100,266	450,295	242,495	9,833,517
人口	千人	23,491	1,364,270	5,451	64,062	80,767	60,783	127,132	5,108	50,424	9,645	64,308	309,326
人口密度	人/km ²	3	142	16	116	226	201	336	16	503	21	265	32
一人当たりのGDP	US\$	61,926	7,590	49,824	42,733	47,822	34,909	36,194	97,307	27,971	58,939	46,332	54,630
上に占める													
一人当たり	上段:初等教育(%)	18.3	-	20.7	18.4	17.4	20.5	23.8	21.1	-	25.7	25.1	20.6
の教育費の	下段:中等教育(%)	16.5	-	34.7	26.8	23.3	22.6	25.8	26.2	-	31.1	30.0	22.8
割合													

1) (出典) 面積, 人口, 人口密度は, UN Statistics Division, Demographic Yearbook 2013, pp.58-66, <http://unstats.un.org/unsd/demographic/products/dyb/dyb2014.htm> より作成。2014年のデータ。人口は, アメリカは記載された最新が2010年で在外軍人等を含まない数字, それ以外は2014年の推計値として示された値。人口密度は, アメリカのみ本表の計算値による。
2) (出典) GDP, 及び一人当たりの教育費は, The World Bank, Indicators, <http://data.worldbank.org/indicator/> の「Education」「Economy & Growth」より作成。GDPは2014年, 教育費の割合は, ドイツ, ノルウェー, スウェーデン, イギリスが2011年のデータ, その他は2012年のデータ。

国家としての教育事業を考える時, その国の人口や面積は, その実施を特徴づけるものの一つと思われる。また, 国の経済指標と教育予算の占める割合を知ることも重要と考えた。

人口密度については, 日本と韓国は1平方キロメートルあたり300人を超えている。他方, オーストラリア, フィンランド, ノルウェー, スウェーデン, アメリカは, 40人を下回っている。

一人当たりのGDPは中国, 韓国, ノルウェーを除くと\$35,000から\$62,000程度の範囲である。中国, 韓国, ノルウェーを除いた9カ国の平均値は\$48,000余りであり, 中国はこの平均値の1/6から1/7程度,

韓国は3/5程度, ノルウェーは2倍程度であった。表1の最下段は, 一人当たりのGDPに占める教育費の割合を初等教育と中等教育に分けて示したものである。中国のデータはないが, それ以外の国は初等教育に18%~28%, 中等教育に18%~37%程度となっており, 数値は前回とほぼ同様であり, 国別に大きな差異はみられない。なお, 12カ国中, 前年度に比べて人口の減少が見られたのは日本のみであった。

2. 通常の教育に関する基本情報

各国の通常教育の状況を表2に示す。この表は, ユネスコ統計研究所(UNESCO Institute for Statistics)

表2 通常の教育に関する基本情報¹⁾

		オーストラリア (連邦)	中国	フィンランド	フランス	ドイツ	イタリア	日本	ノルウェー	韓国	スウェーデン	イギリス	アメリカ
就学前教育	開始年齢	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	年限(年)	1	3	4	3	3	3	3	3	3	4	2	3
義務教育	開始年齢	5	7	7	6	6	6	6	6	6	7	5	6
	年限(年)	10	9	10	11	12	12	9	10	9	9	11	12
	修了年齢	15	14	16	16	18	17	14	15	14	15	15	17
前期中等教育	開始年齢	12	12	13	11	10	11	12	13	12	13	11	12
	年限(年)	4	3	3	4	6	3	3	3	3	3	3	3
後期中等教育	開始年齢	16	15	16	15	16	14	15	16	15	16	14	15
	年限(年)	2	3	3	3	3	5	3	3	3	3	4	3
教員一人当たりの児童生徒数 ²⁾	就学前	-	23	12	20	8	13	26	-	14	10	15	14
	初等教育	-	17	13	18	12	12	17	9	18	10	18	14

1) (出典) UNESCO Institute for Statisticsよりデータをカスタマイズして作成。データが揃った2015年で統一した。韓国の就学前教育開始年齢は, 2009年まで5歳であったものが2010年から3歳となっている。

2) 2013年のデータ(ただし, 就学前のイタリアとスウェーデンは2007年, 初等教育のスウェーデンは2010年。韓国は初等教育は2014年のデータが最新)。教員とは, Teaching Staff であり, 公立と私立, フルタイムとパートタイムを含んだ数。なお, 教員一人当たりの児童生徒数は, 法律等で規定された学級サイズではない。

諸外国の状況調査

のデータベースを利用して入手したデータをもとにまとめ直したものである。教育システムの理解として、義務教育の開始年齢、義務教育年限、修了年齢、就学前教育、前期中等教育、後期中等教育の開始年齢と年限を示した。

これらの国々において初等教育は、義務教育の中に含まれているため、表には就学前教育、義務教育、及び前期中等教育を示し、初等教育の年齢は表中から除いている。日本の義務教育期間は初等教育の開始年齢から前期中等教育の終了学年までであるが、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、ノルウェー、スウェーデン、イギリスと多くの国々は義務教育の終了年齢が後期中等教育の途中の学年となっている。なお、アメリカの義務教育年限は州により異なっており、9年～12年（文部科学省、2013、p.338）とされる。対象国の教員一人当たりの幼児児童生徒数の平均は、就学前が16人、初等教育が14人と、前回に比べると就学前、初等教育共に1名減少していた。フィンランド、ドイツ、スウェーデンは

就学前がそれぞれ12人、8人、10人であり、中国と日本はそれぞれ23人、26人と多い。初等教育の教員一人当たりの児童生徒数はノルウェーが9人、イタリアが12人、スウェーデンが10人であった。なお、表には示さなかったが、上記の UNESCO の統計データに原級留置（repeaters）の割合の数値があったのは中国、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、韓国であった。また、韓国の就学前教育開始年齢は、2009年まで5歳であったものが2010年から3歳になり、これに合わせて就学前教育の年限も3年間となっている。この状況は最新の情報においてもこれまでのところ変化はみられない。

3. 障害のある子どもの教育に関する基本情報

それぞれの国の障害のある子どもの教育の場について表3に示す。今年度についても European Agency for Special Needs and Inclusive Education の SNE Country Data の更新が引き続き行われておらず、表3の部分において、これを主たる情報源としてきた

表3 特別なニーズのある子どもの教育に関する基本情報通常の教育に関する基本情報¹⁾

	オーストラリア (NSW州) ²⁾	中国 ³⁾	フィンランド ⁴⁾	フランス ⁵⁾	ドイツ ⁶⁾	イタリア ⁶⁾¹¹⁾	日本 ⁷⁾	ノルウェー ⁶⁾¹³⁾	韓国 ⁸⁾	スウェーデン ⁸⁾	イギリス ⁹⁾	アメリカ ¹⁰⁾	
国連障害者権利条約¹⁾	上段：署名年月日 下段：批准年月日	2007/3/30 2008/7/17	2007/3/30 2008/8/1	2007/3/30 未批准	2007/3/30 2010/2/18	2007/3/30 2009/2/24	2007/3/30 2009/5/15	2007/3/30 2014/1/20	2007/3/30 2013/6/3	2007/3/30 2008/12/11	2007/3/30 2008/12/15	2007/3/30 2009/6/8	2009/7/30 未批准
同選択議定書¹⁾	上段：署名年月日 下段：批准年月日	署名無し 2009/8.21	未署名	2007/3/30 未批准	2007/9/23 2010/2/18	2007/3/30 2009/2/24	2007/3/30 2009/5/15	未署名	未署名	未署名	2007/3/30 2008/12/15	2009/2/26 2009/8/7	未署名
特別な学校	児童生徒数 割合(%)	5,207 0.71	153,338 0.11	4,811 0.89	77,962 0.60	377,922 4.34	1,835 0.04	68,661 0.67	1,881 0.31	25,531 0.30	501 0.06	84,607 1.24	189,587 0.28
特別なクラス	児童生徒数 割合(%)	16,478 2.24	4,587 0.0033	10,976 2.02	80,092 0.62	不明 ¹²⁾	無し	187,100 1.84	3,201 0.52	46,351 0.54	12,115 1.37	13,585 0.20	15 ¹³⁾
通常の学級	児童生徒数 割合(%)	72,000 9.77	188,831 0.14	146,533 26.99	179,849 1.39	102,102 1.17	141,159 3.08	83,750 0.82	47,097 7.65	15,622 0.18	不明 ¹⁴⁾	1,103,740 16.19	5,631,824 8.39
対象全体	割合(%)	12.72	0.25	29.90	2.62	5.51	3.12	3.33	8.47	1.02	1.42	17.63 (6-17歳では11.25)	8.67
全児童生徒	人	736,698	138,751,818	542,932	12,914,900	8,708,531	4,588,251	10,193,001	615,973	8,553,772	886,487	6,818,768	67,162,494

1) (出典) 国連障害者権利条約及び選択議定書の署名と批准は、United Nations enable, Convention and Optional Protocol Signatures and Ratifications, <http://www.un.org/disabilities/countries.asp?id=166>より (2016/3/9現在)

2) (出典) オーストラリアはIN BRIEF MIDYEAR CENSUS, 2014: Statistical Bulletin, Schools and Students in New South Wales, 2014: Special education classes and provisions, NSW Department of Education and Communities, 2014, Office of Education (2014) Schools and students in NSW: 2014 statistical bulletinによる。なお、今回からデータは障害種別の内訳のある州立学校に限定し、通常の学級の数値に学習困難などへの対応を加えた。なお、就学者数はFull-time換算となっている。

3) (出典) 中華人民共和国教育部の各級各業教育学生情况(2015.8)及び特殊教育基本情况(2015.3)による。なお、集計は小・中学校のデータ。

4) (出典) フィンランドは、Statistics Finland, Education 2014による。Special Educationは、Special Supportあるいは、Special-needs supportと名称が変更された。さらにIntensified supportあるいはEnhanced supportという支援の枠組みが新たに導入された。通常の学級のデータは、そこで行われるPart-time special-needs educationとSpecial Supportを合算した数値。

5) (出典) フランス Repères et références statistiques sur les enseignements, la formation et la recherche: RERS 2015による。データは幼稚園から高等学校年齢を含む。特別な学校のデータは厚生省系の管轄となる教育施設である。本表のデータは後期中等教育を含むデータである。

6) (出典) ドイツ、イタリア、ノルウェー、スウェーデンは、http://www.european-agency.org/SNE_Country_Data_2012 から2010-2011年のデータによる。現時点で入手可能な最新のデータである。次回の更新は、データ収集の枠組みを変更して2015年の早い時期とされたが、2016年3月時点で公表されていない。

7) (出典) 日本は、義務教育段階の統計であり、特別支援教育資料（平成26年度）p.3による。義務教育段階のデータであり、幼児児童生徒全体では2.7%となっている。

8) (出典) 韓国は、教育部（2015）「2015年特殊教育統計」による。学齢期全体。なお、学齢期全体の人数は2011年度のデータである。

9) (出典) イギリスはDfE: Schools, Pupils and their Characteristics, January 2015, Statistical First ReleaseとDfE: SPECIAL EDUCATIONAL NEEDS IN ENGLAND, January 2015, Statistical First Releaseによる。

10) (出典) アメリカはDigest of Education Statistics, Advance LIST OF 2014 DIGEST TABLES, 教育省IDEA Section 618 Data Products: Static Tables (<http://www2.ed.gov/programs/osepidea/618-data/static-tables/index.html#partb-ec>) による。本表のデータは、この計算に必要な数値が公表されている6-21歳の合計で記載している。

11) イタリアは、法律によって特別な学級を置かず、特別な学校は原則ないとされる。その一方で、SNE Country Data 2012 には特別な学校71校が存在しており、健常児の就学が確認されている。

12) ドイツにおける障害のある子どもの教育の場は、統計的には、特別な学校のほかには通常の学級のみである。

13) ノルウェーの特別なクラスの統計には、2010年まで、通常の学級に在籍して部分的に特別なクラスに通う子どもを含めていたが、2011年より、これを通常の学級に含めて集計している。

14) スウェーデンは通常の学級に多くの障害のある児童生徒が存在するとされるが、同資料には「当該データは存在していない」とされる。

15) アメリカは障害のある子どもの統計データが、通常の学級で過ごす時間の割合で示されている。このため特別なクラスとしての統計がないため、通常の学級のデータとして記載した。

ドイツ、イタリア、ノルウェー、スウェーデンの統計データは以前の数値を再掲することとした。

さて、わが国では特別支援教育は全ての学校で行われることになっているが、文部科学省の特別支援教育資料に総計データが示されているのは「特別支援学校」、「特別支援学級」、「通級による指導」となっており、諸外国の基礎情報の整理について前回と同じ「特別な学校」、「特別な学級」、「通常の学級」という枠組みで整理することとした。

表3の第1行目と第2行目は、障害者権利条約の署名、批准を行った期日を記載した。この障害者権利条約は、必ずしも署名を経て批准を行う必要はなく、批准のみを行うこともできる。このため、表3のオーストラリアについて見ると選択議定書の署名なしに直接に批准（これを *Accession* と呼ぶ）が行われている。なお、わが国が2014年1月20日に障害者権利条約を批准したことにより、対象国の中で権利条約本文に批准していないのはフィンランド、アメリカの2ヶ国となった（2016年3月9日時点）。それぞれの国で批准に向けた準備が進められていると推測される。例えば、表3の注釈にあるように、フィンランドでは、*Special Education* という呼称を、*Special Support*、あるいは *Special-needs Support* と変更しており、さらに、*Intensified Support*、あるいは *Enhanced Support* という支援の枠組みを新たに導入している。

以下、対象児童生徒についてみると、中国の対象児童生徒の割合が0.25%と他の国に比較して少ないことがわかる。その他の国を観察すると、全ての対象児童生徒が全体の3%程度かそれ以下の国（フランス、イタリア、日本、韓国、スウェーデン）と5~8%の国（ドイツ、ノルウェー）、10%程の国（オーストラリアのNSW州、アメリカ）、20%を超える国（イギリス、フィンランド）に分けることができる。

ところで障害の発生率が国際間で大きく変わらないとすれば、3%以下のグループは、障害への対応が中心であり、10%前後からは学習困難への対応が加わると考えられる。とりわけ、イギリスやフィンランドの例は、学習の躓きにまで支援の対象と考えられている。すなわち、イギリスはSENサポート(旧

School Action 等) と呼ばれる学校全体への支援の枠組みの適用があり、フィンランドでは障害と認定される程度でなくても必要に応じて特別な教師による指導が柔軟に実施される *General Support, Intensified Support*、そして、*Special Support* の枠組みとそれを実現するための *Part-time* 特別ニーズ教育や *Remedial Teaching* 等の存在がある。

1) 特別な学校について

学校が障害のある子どもを含む全ての人に開放される法律を持つイタリアを除けば、在籍する児童生徒の割合は中国の0.11%が少ない。ただし、中国は全ての支援対象児童生徒の割合が0.25%程度と小さいことから、今後、量的に増加する可能性があることに留意する必要がある。

これとは反対にドイツの特別な学校における在籍の割合は4.34%と数値が高い。ノルドラインヴェストファーレン(NRW)州では、言語面、学習面、情緒面におけるニーズが、障害のある子どもの約75%を占める(国立特別支援教育総合研究所, 2009, p.49)とされており、このことから、他の多くの国々においては通常の学校で支援を受けるであろう子どもが特別な学校に在籍しているとも予想される。そのNRW州では2005年に従来の *Sonderschule* (分離学校) を *Förderschule* (支援学校) と改編し、これを通常の教育の学校と位置づけた(国立特別支援教育総合研究所, 2009, p.47)との記述が紹介されている。

一方、フランスでは、学業困難の児童生徒の教育を行う「適応教育 (*adaptation scolaire*)」と呼ばれるシステムがある。フランスではこれを通常教育システムに分類している。その一方で、特別な学校は厚生省系の管轄となる教育施設である。

2) 特別な学級について

特別な学級の存在の統計が公表されている国々(オーストラリア、中国、フィンランド、フランス、日本、ノルウェー、韓国、スウェーデン)と、それらの存在が統計上表れていない国々(イギリス、アメリカ)及び無しとされた国(イタリア)があった。

また、既に述べたようにノルウェーが、これまで

「特別なクラス」に計上していたデータを「通常の学級」のデータへ変更する事実もあった。

アメリカの統計の例を参考にすれば「特別な学級」にせよ「通常の学級」にせよ、国別の比較を進めるためには、例えば、支援を受ける場と過ごす時間などの実態が明らかになるデータが望まれよう。

3) 通常の学級について

対象児童生徒の割合が高い国は、通常の学級に在籍する割合が大きい。別の言い方をすれば、対象児童生徒の割合が高い国は、対象者の多くが通常の学級において支援対象となっている。この例外はドイツである。支援対象の8割が特別な学校の在籍で占められている。

通常の学級での支援は、2つに分かれる。1つは、特別な支援の場が通常の学級でない場合である。もう1つは、特別な支援の場も通常の学級にある場合である。日本のデータは、通級による指導であるため、前者となる。これに対して20%程度を超える対象をもつイギリス、フィンランドは、通常の学級内での支援の仕組みを合わせ持っている。後述するOECDの国別比較用カテゴリー(OECD, 2000, 2004, 2005)で言えば、カテゴリーBの学習困難への支援の制度を持つ国と考えられる。

今回の集計では、オーストラリアのNSW州について、学習困難への支援を加える形で作表したが、今後は、わが国の約6.5%の数字を含めたデータの取り扱いが課題となると考えられる。

4. 障害者権利条約の第35条に定められた各国の国連の障害者の権利に関する委員会への報告書の提出状況

条約の35条によれば、各締約国(批准した国)は条約に基づく義務を履行するためにとった措置と進捗を障害者の権利に関する委員会に報告する義務を負う。まず、条約が自国内で効力を生じた後2年以内に国連事務総長を通じて同委員会へ報告する(同条の1)ものとされる。各国の国連の障害者の権利に関する委員会への報告書の提出状況と第24条の教育に関する報告内容について報告する。

報告書提出のガイドライン(障害者の権利に関す

る委員会, 2009)によれば、第24条の教育については以下のような内容が求められている。

1. 早期教育(early-stage education)、義務教育である初等中等教育、高等教育へのアクセスを確保するための施策
2. 早期教育に在籍する障害のある男児、女児の数に関する情報
3. それぞれの教育段階における男児と女児の教育の著しい差異に関する情報と、それを助長する政策や法律の有無
4. 効果的な教育と完全な包容(full inclusion)を確保するための個別の合理的配慮や支援、学校や教材が利用可能であることを保証する法律や施策
5. 点字、手話、拡大代替コミュニケーション、移動などが必要な子ども、大人、教員のための技術研修の提供
6. ろう者の言語的アイデンティティを促進するための施策
7. 教育が、一人一人に最も適した言語、方法、コミュニケーション手段、環境で行われるための施策
8. 教育に関わる職員への障害に関する十分な訓練を確保すること、また、障害のある人を教育チームに組み込むための施策
9. 高等教育段階の障害学生の数と割合
10. 男女別と専攻別の障害学生の数と割合
 11. 生涯に渡る教育へのアクセスを確保するための合理的配慮の提供やその他の施策
 12. 早期における障害とその教育ニーズの同定を確保する国の施策

(以上、障害者の権利に関する委員会, 2009, pp.13-14より要約)

障害者の権利に関する委員会のWebサイトによれば、平成28年3月現在で報告書を提出している国は92カ国で、この1年で14ヶ国増加していた。本稿の対象国で条約を批准して報告書を提出しているのはオーストラリア、中国、ドイツ、イタリア、韓国、スウェーデン、イギリスであった。例えば、ドイツは日本より5年程早い2009年2月に条約を批准し、2013年3月に最初の報告書を提出した。これに対し

て委員会は2014年3月に懸念や疑問点を指摘する。ドイツは2015年1月にこれへの回答を提出した。委員会はこれを元に2015年3月に総括所見を公開している。評価は条約全般にわたるものであるが、第24条に関する部分は、おおよそ、以下のとおりであった。

委員会はドイツで障害のある子どもの大部分が分離された特別な学校に在籍していることを懸念し、直ちに、全州において、高品質なインクルーシブ教育システムにアクセスさせるための方略、活動計画、必要な予算措置等を求め、分離方特別学校の量的削減を進め、通常の学校における合理的配慮を提供し、インクルーシブ教育のための教員養成、教材確保、通常の学校での手話の提供を求めるとしている（障害者の権利に関する委員会: *Concluding observations on the initial report of Germany, 2015*より一部抜粋）。

なお、障害者の権利に関する委員会は、障害者権利条約の第24条に関する条文の公式な解釈「一般見解」試案（Draft General Comment no. 4 Article 24 The right to inclusive education）を公開して意見招請を行っている。その期限は2016年1月であった。全体で22ページあり、その内容をみると、例えば、締約国の全ての施策や手立ては「完全な包容という目標（the goal of full inclusion）」に沿うことが必要であること、通常の学校の特別な学級は分離型と考えることなどが示されている。

5. 各国の個別の状況

これまで各国の状況を一覧にして示すことで、国際間の相異ができるだけ明確に読み取れるよう工夫してきた。ここでは国ごとの記述を行う。具体的な内容として、対象とする障害種、就学基準や手続きについて記述する。また、一部ではあるが現時点で把握された近年の障害のある子どもの法令や教育施策の動向について記述する。

1) オーストラリア

(1) 障害カテゴリー

オーストラリアにおける障害のある子どもの教育では、差別禁止法に基づいた規定が『教育における障害基準（Disability Standards for Education 2005）』

（Australian Government, 2005）である。この中で障害とは身体的あるいは精神的機能が、部分的に、あるいはその全部が失われた状態等であることが説明されているが、具体的な障害名は記述されていない。また、学校教育において対象となる障害カテゴリーは各州で異なるため、ここでは、本研究所で調査対象としている New South Wales 州について紹介する。

2013年の *Special education classes and provisions*（NSW Department of Education and Communities, 2013）あるいは *Statistical Bulletin*（同）によれば、特別な学校（special school, あるいは schools for specific purpose）の分類として「行動障害／情緒障害／精神疾患」、「病院学校」、「知的障害」、「その他」が挙げられている。同じく、支援クラス（support class）で対応する支援の分類として「情緒障害／精神疾患」、「自閉症」、「聴覚」、「視覚」、「身体（physical）」、「中度・重度知的障害」、「重度知的障害」、「盲ろう」、「軽度知的障害」、「分類の重複（中度から高度のニーズ）」、「自閉症と中度知的障害」、「言語障害」、「読み」、「個別指導」が挙げられている。そして、この支援クラスの支援の分類は、特別な学校の学級の受け入れ支援分類としても用いられているが「視覚」と「盲ろう」については、通常の学級の支援クラスでの対応がない。

(2) 就学基準・手続き

『教育における障害基準（Disability Standards for Education 2005）』には、障害のある子どもは、障害のない子どもと同じ教育の場で就学する権利を有すること、また、障害のある子どもが障害のない子どもと同じ教育の場で学ぶことを保障するために合理的調整（reasonable adjustment）がなされる権利があることが示されている。

(3) 近年の動向

オーストラリア全体として、HCWA（the Helping Children with Autism）が実施されている。この取組には二つの構成要素がある。一つは、自閉症スペクトラム障害（ASD）の生徒と一緒に働く教職員の専門性の向上、二つめは、両親と学齢の ASD 児の援助者が彼らの子どもの学校教師と管理職との生産的な協力を進展させるのを助けるためのワークショップの実施と情報提供である（National Institute of Special

Needs Education, 2010, p.32)。

New South Wales 州では、その地域において、例えば、早期対応の専門性をもつ訪問教師、聴覚障害や視覚障害、自閉症や行動障害について特別な専門性を持つ訪問教師が、障害のある生徒と学級担任の支援ができるよう配置されている。地域の支援の職員(人材)は、障害のある生徒の学習プログラムの計画化とアセスメントについて助言をし、合理的調整を通してカリキュラムにアクセスするような適切な支援に関する情報を提供している(玉村・片岡, 2014)。

また、2013年時点で全体の支援の対象が90,000人となっており、通常の学級には「統合支援予算プログラム」の支援で7,000人が在籍するとともに、65,000人以上の付加的な学習や支援が必要な児童生徒への支援が行われている。通常の学校に1,600のサポートクラスがあり、1,911人の支援教師がいる。また、106校の特別な学校が存在する(NSW Department of Education and Communities, 2013: 現時点で最新の資料)。

なお、障害者権利条約については2008年7月17日に、また、同条約に関する個人通報制度等について定めている選択議定書については2009年8月21日に批准している。

2) 中国

(1) 障害カテゴリー

中華人民共和国教育部(2015.3)の特殊教育基本統計では障害カテゴリーとして、前年度同様に「視覚障害」、「聴覚障害」、「知的障害」、「その他の障害」を挙げている。また、表3に示したように、中国の対象児童生徒の割合が0.25%程度となっている。

(2) 就学基準・手続き

特別な学校(特殊教育学校)、特別なクラス(特教班)、通常の学級に在籍して学ぶ「随班就読」がある。

障害の種類と程度を公衆衛生部局が判定する。障害のある子どもの学習能力の評価は、教育部局が地域の障害者連盟と協力して実施し、親への助言が行われる。就学については、障害のある子どもの親、または法律上の親権者が最終的な決定を行う(National Institute of Special Needs Education, 2010, p.33)とされる。

学齢児になった子どもの「就学免除」、「就学猶予」は、父母またはその他の保護者によって県等の教育主幹部門または町の人民政府に申請される。このとき身体が原因の就学免除、就学猶予は、県等の教育主幹部門の指定した医療機関での証明が必要となる(National Institute of Special Needs Education, 2010, p.33)。

特別な学校では義務教育段階の子どもは学費が免除される。また、家庭生活が困難な場合については雑費も減額される。地方政府は助成金を作り、経済困難な子どもの就学について援助する(特殊教育学校暫行規程第57条)とされる。また、通常の学級では個別教育プログラム、リソースルーム利用、特別な学校の教員による支援や情報支援機器の使用が行われるとされる(National Institute of Special Needs Education, 2010, p.33)。

(3) 近年の動向

近年の動向として、中・西部の人口30万人以上の特別な学校のない地域における特別な学校の設置、通常の学校で学ぶ障害のある子どもの支援システムの構築と強化、障害のある人の職業教育の発展、2009年の第4回国家特殊教育ワーキングカンファレンス開催、並びに中華人民共和国国務院事務室による国務院通知41の通知、2010年の国家中長期教育改革と発展計画(2010~2020)の策定などが挙げられる(National Institute of Special Needs Education, 2010, p.32)。

2014年から2015年にかけては、特別な学校が23,857人減少して(パーセントでは13.5ポイント減少)、特別なクラスが1,213人増加(同じく36ポイント増加)、通常の学級は、1,297人増加(同じく0.7ポイント増加)していた。

なお、障害者権利条約を2008年8月1日に批准している。選択議定書は署名、批准共にしていない(UN enable, 2016/03/09確認)。

3) フィンランド

(1) 障害カテゴリー

「軽度知的障害(mild mental impairment)」、「中度または重度知的障害」、「聴覚障害(hearing impairment)」、「視覚障害(visual impairment)」、「身

体そしてその他の障害」,「自閉症及びアスペルガー症候群」,嚥下障害 (dysphasia:ここでは言語発達,言語理解,発声,学習に困難のある状態や巧緻性,情緒,注意の集中に課題のある状態),「情緒または社会的障害」,「その他の障害」(European Commission, Organization of the education system in Finland 2009/2010, pp.198-199)とされる。

(2) 就学基準・手続き

基礎教育法 (Basic Education Act) は, 2010年に改定されて, 就学の決定は, Special-needs Support (特別ニーズ支援) の内容の決定という形で, 教育サービスの提供者あるいは, 子どもの居住する市の教育委員会が行う。この支援内容の決定にあつては, 本人, 親あるいは, 親権者の意見を聞く義務 (shall hear) があるとともに, 多種の専門家によって準備された報告を得ることが必要される (2010年の改定 Basic Education Act)。基礎教育法の改定前は, 就学先決定は, Special-needs Education への直接の措置であり, 保護者はこの相談を受ける義務 (shall be consulted) があり, 可能であれば, 医学的なあるいは社会面の評価が作られるべきである, となっていたものである (2004年の改定 Basic Education Act)。

(3) 近年の動向

フィンランド統計局による“Special education 2011”には, 2010年まで Special Education と呼ばれた部分は2011年には Special Support と呼ぶことにしていることが記載されている。通常の学校で必要があれば, まず General Support が行われ, それでも十分でなければ Intensified Support が行われ, さらに Special Support が行われる。

基礎教育法 (Basic Education Act) が2010年に改正されており, 17章にあった Special-needs Education が, Special-needs Support と変更になり, Enhanced Support (前掲書では, Intensified Support と紹介されている。)という支援の枠組みが新たに導入されている。Special-needs Education という用語は, Special-needs Support の一つの形式とされる。

上記の支援の対象は, 2013年では全児童生徒数の23%となっており (General support: 約15.3%, Enhanced (又の名を Intensified) support: 約5%, Special-needs support: 約3%), さらに, この期間

中に, 特別支援教育が必要と判断された人数は全児童生徒数の29%と高率となっている。

なお, 障害者権利条約の署名は行っているが批准には至っていない。選択議定書は署名していない (UN enable, 2016/03/9確認)。

4) フランス

(1) 障害カテゴリー

教育省管轄は特別なクラス (CLIS: classes pour l'inclusion scolaire) の分類として「認知的障害 (知的障害)」,「聴覚単一障害」,「視覚単一障害」,「単一運動障害と複数障害」の四つが挙げられている。その一方で教育省管轄の CLIS と厚生省系管轄の教育施設に実際に受け入れられている障害カテゴリーは「知的・認知障害 (自閉症を含む)」,「精神疾患」,「言語と発話の障害 (学習障害)」,「聴覚障害」,「視覚障害」,「内臓疾患」,「運動障害」,「複数障害の合併」,「重複障害 (重度重複)」とされている。なお, 教育省管轄の学校には「重複障害 (重度重複)」は存在していない (フランス教育省, 2012, p.29)。このほか適応教育 (adaptation scolaire) と呼ばれる学業不振児や行動障害の生徒のための教育部門が存在する。

(2) 就学基準・手続き

2005年2月11日障害者の権利と機会の平等, 参加と市民権のための法の成立以降, 義務教育年齢になると, 保護者は, 居住地に最も近い通常の学校へ学籍を登録する (フランス教育法典 L.112-1) ことになる。この学校が学籍校 (établissement de référence) となる。学籍登録を申請された学校は, 障害を理由にこれを断ることはできないが, この学籍の登録は, 子どもがそのままその学校へ入学することを意味していない。学籍登録の後で作られる『個別の就学計画 (PPS)』にしたがって, 保健省管轄の教育施設や施設内の学校ユニット (unité d'enseignement) (arrêté du 2-4-2009 - J.O. du 8-4-2009) で教育を受けたり, 家庭において国立遠隔教育センター (CNED: centre national d'enseignement à distance) の通信・訪問教育などで教育を受けたりする。しかし, 通常の学校外で教育を受けている場合にも, この学籍が保持される (フランス教育法典 D.351-4)。

(3) 近年の動向

2010年6月の通達 (la circulaire du 18 juin 2010) により、中等教育段階の特別な学級である UPI (Unités pédagogiques d'intégration) は、その「統合教育ユニット」という名称が ULIS (Unités localisées pour l'inclusion scolaire) という「インクルージョン教育のための附置ユニット」というような名称に変更され、その機能が強化された。なお、その名称の中に“inclusion”という言葉が使われているように、教育省のウェブサイト等を見ても、これまで“intégration scolaire”と言っていたものが、“inclusion scolaire”と言うようになったようである。2011年からは、通常の学校に在籍する児童生徒の補助のため、既にあった AVS-i (個別の統合での学業補助員)、AVS-co (集団での統合での学業補助員) に、2011年より、ASCO (学業アシスタント：3年契約) が加えられ、その拡充が図られた。また、2014年度から、これまで期限付き雇用であった AVS を一定の条件を満たすことで、この制限を外すこととし、それによって、28,000人がこの恩恵を受けるとされる。

また、同2012年では障害児教育に携わる教員の数が、この6年で16.2%増加した。2012年からは AVS-i の数を増やすとともに、複数の児童生徒に個別の指導ができる AVS-M (un auxiliaire de vie scolaire pour l'aide mutualisée) が加わっている (décret n°2012-903 du 23 juillet 2012の規定による)。

また、子どもの障害の状況を評価するためのマニュアル (GEVA-Sco) が作られ、関係者に広める措置が取られている。また、通常の学校の教員に対する障害児教育専門養成の新しい仕組みが提供されるようになった (フランス教育省、2013)。

権利条約と選択議定書を2010年2月18日に批准している。

5) ドイツ

(1) 障害カテゴリー

ドイツは連邦制であり州によって対象とする障害カテゴリーが異なる。しかしながら、学校システムの一貫性のために、推奨される特別学校の種別が規定されている。それらは「盲」、「聾」、「視覚障害」、「聴覚障害」、「知的障害」、「肢体不自由」、「病弱」、

「学習困難」、「言語障害」、「行動障害」である (German EURYDICE Unit, 2011, p.230)。

(2) 就学基準・手続き

就学年齢になると保護者あるいは法的な後見人が、子どもを基礎学校もしくは、支援学校へ就学させることになる。もし、特別な支援がなければ通常の教育に沿うことができないと判断される時には、学校監督委員会によって特別な支援や学校が決定される。これらの決定は、保護者との相談を経なければならないが、もし、保護者が不服である場合には調停により再審の道を探ることが可能である (German EURYDICE Unit, 2011, p.230)。

(3) 近年の動向

NRW 州では2005年に従来の Sonderschule (分離学校) を Förderschule (支援学校) と改編し、これを通常の教育の学校と位置づけた (国立特別支援教育総合研究所、2009, p.47)。2011年には、障害のある高等教育学生16,000名へのアンケート調査が実施されており、例えば「どのような障害が高等教育の就学を難しくしているのか」などについて45%が身体障害、20%がアレルギーやリュウマチや腫瘍、6%が LD、5%が視覚障害等などの結果が報告されている (German National Association for Student Affairs, 2011)。

なお、障害者権利条約と選択議定書を2009年2月14日に批准している。

6) イタリア

(1) 障害カテゴリー

対象となる障害カテゴリーは限定されていない。障害の認定や機能診断は、1990年10月15日第295法第1条により、地域保健機関 (ASL) で行われる (藤原、2010)。具体的には、国際保健機関 (WHO) の国際分類により行われる (European Commission, Organization of the education system in Italy 2009/2010) こととなった。

(2) 就学基準・手続き

1977年8月4日第517法で評価方法、進級試験廃止、学校法改定により、障害のある子どもに通常学校が開放される。さらに、1992年2月5日基本法第104号によって、障害の有無に関わらず、全ての子ども

が地域の学校に就学することが保障される。その一方で、子どもを障害児として認定するかどうかの判断は保護者の権利として保障されている。保護者の申請のもと地域保健機関（ASL）が子どもの障害を認定し、機能診断書（PDF）を作成する。保護者が、入学申請書と共に、機能診断（PDF）を学校に提出することにより、学校での支援が開始される。

なお、表3にあるように、1,835人の児童生徒が特別な学校に在籍しているが、これらの学校は統合教育の法律以前から存在していた学校（European Commission, Organization of the education system in Italy 2009/2010）と説明されている。現在、71校が存在する（European Agency for Development in Special Needs Education, 2012）との記述もある。これらは、旧来の特別な学校がその専門性を保持しながら、逆に健常の子どもを受け入れる形でインクルーシブな教育を実現しているとの報告もある。

（3）近年の動向

原則としてフルインクルージョンが堅持されている。2009年に教育省から統合教育の改善のために「障害のある児童生徒の学校段階でのインクルージョンに関するガイドライン」が刊行されている。2012年12月21日労働省通達による障害者と同居する親戚支援の休暇や、2012年12月27日省指導令による特別なニーズのある生徒への指導方法と学校インクルージョンへの地域組織などがある。

また、障害のある子どもの増加による支援教師採用も増加している。この教育年度からむこう3年で26,674人採用予定（本年度4,447名、2014/2015年度13,342名、2015/2016年度8,895名）。2013年4月17日大臣間協定（学習障害ガイドライン）について保健大臣と教育大臣が学習障害早期発見査定の協定に署名。

なお、障害者権利条約と選択議定書を2009年5月15日に批准している。

7) ノルウェー

（1）障害カテゴリー

特別な教育的支援が必要な子どもとして「読み」、「書き」、「算数」の困難、心理的な問題、関係や行動問題、病気やケガによる基本的技能の問題、さらに

障害として、移動障害、視覚障害、聴覚障害、運動障害、言語、発話、コミュニケーションの困難、脳損傷（Norwegian Ministry of Education and Research, 2011）を挙げている。

（2）就学基準・手続き

教育法により、通常の教育によって有益な教育を得られない場合は、義務教育年齢における特別な教育を受ける権利が保証されている。その申請を行うのは保護者であり、かつ、特別な教育のサービスを受けるためには、保護者の書面による承認が必要とされる。その一方で、その支援の内容は専門家によって決定される。特別な教育の支援は、郡の教育事務所が個別に決定するものであり、保護者は不服を申し立てることができる（European Commission, Organization of the education system in Norway 2009/2010, pp.168-169）；（Act of 17 July 1998 no.61 relating to Primary and Secondary Education and Training, 2011）。

（3）近年の動向

ノルウェーの特別な教育の研究と実践は長い間、障害の診断と補償の施策に重点が置かれてきたが、近年はその内容と構成に重点が置かれるようになった。現在最大の課題は、実践における適応指導である。2007年に教育省が特別教育の効果を評価する委員会を設けて2009年に報告書が出されており、対応する施策が検討されている（同上、p.168より）。

後期中等教育を中退する生徒が生徒数の3割に上るという問題に対して、2010年に教育省は「新たな可能性」（Ny Giv）プロジェクト*を提案。2015年までに75%の生徒が後期中等教育を5年以内に修了することを目標とした。この報告書が2012年11月に発表された。このプロジェクトは2013年の秋まで続行される。

2015-2016年ノルウェー教育局統計では、特別支援学校と特別支援学級の在籍数を一括して捉えており、その数は3,966名とされる（ノルウェー教育局、2015:<http://www.udir.no/globalassets/filer/tall-og-forskning/statistikk/gsi/grunnskole-gsi-notat-2015-16.pdf>）。

なお、障害者権利条約を2007年3月30日に署名し、2013年6月3日に批准した。選択議定書には署名していない（UN enable, 2016/03/09確認）。

* <http://www.regjeringen.no/upload/KD/Kampanjer/NyGiv/NyGiv5.pdf>

8) 韓国

(1) 障害カテゴリー

「視覚障害」、「聴覚障害」、「精神遅滞」、「肢体障害」、「情緒・行動障害」、「自閉症障害（これと関連する障害を含む）」、「意思疎通障害」、「学習障害」、「健康障害」、「発達の遅れ」、「その他」が大統領令によって定める障害と規定されている（障害者等に関する特別支援教育法第3章第15条）。

(2) 就学基準・手続き

障害者差別禁止法において「教育責任者は、障害者の入学志願及び入学を拒否することはできず、転校を強要できず、『嬰幼兒保育法』による保育施設、『幼兒教育法』及び『初中等教育法』による各級学校は、障害者が当該教育機関に転校することを拒絶してはならない（障害者差別禁止及び権利救済に関する法律 第13条, 2007）」とされる。

また、障害者等に関する特別支援教育法第3章第17条では、「教育長又は教育監は、第15条により、特殊教育対象者として選定された者を該当特殊教育運営委員会の審査を経て、次の各号の中の一つに配置し、教育しなければならない。1. 一般学校の一般学級、2. 一般学校の特殊学級、3. 特殊学校」、さらに、「教育長又は教育監は第一項により特殊教育対象者を配置する時には、特殊教育対象者の障害程度・能力・保護者の意見等を総合的に判断し、居住地に一番近いところに配置しなければならない。」とされる。

(3) 近年の動向

『教育科学技術部2010年の主要政策と計画』によれば、障害のある子どものために、義務教育を5歳から高校までの全てに拡大すること。特殊学校と通常の学校の特殊学級を800学級に拡大して、さらに、職業学校の10校で障害のある生徒の統合職業教育を提供するとしている（Ministry of Education, Science, and Technology, 2010, p.13）。

続く『教育科学技術部2011年の主要政策と計画』によれば、障害のある子どもの義務教育を4歳に引き下げることで、職業教育の推進のために、特殊学校

の学校ベースの企業（school-based enterprises among special schools）の数を増加させること、障害のある子どもの高等教育への進学機会を広げるために、大学のサポートセンターを設置して、設備とスタッフを提供すること（Ministry of Education, Science, and Technology, 2011, pp.6-7）としている。

2013年～2017年は教育部による『第4次特殊教育改善5ヶ年計画』が実施されており、教育格差の解消、専門性の強化による教育の質の向上、学校生活の質の向上が目標とされている（Kim Suk-Jin, 2016）。

なお、障害者権利条約を2008年12月11日に批准している。選択議定書には署名、批准をしていない（UN enable, 2016年3月確認）。

注：『障害者差別禁止法』並びに『障害者等に関する特別支援教育法』の訳文は、第13回障がい者制度改革推進会議差別禁止部会（平成24年2月10日（金））参考資料3によった。

9) スウェーデン

(1) 障害カテゴリー

特別学校（Specialskolan）は「視覚障害と他の障害を併せ有する場合」、「重度の言語障害の場合」、「聾あるいは難聴で学習障害を併せ有する場合」、「先天性の盲ろう」が対象であり、そのほかに「認知的障害」を対象とする特別プログラム（「養護学校」あるいは「知的障害基礎学校」、「特別ニーズ学校」とも紹介される）がある（European Agency for Development in Special Needs Education, 2011）とされる。知的障害基礎学校は、特別学校に比べて数が多く、2010/2011年のデータでは、特別学校の在籍児童生徒が501人に対して、知的障害基礎学校が12,115人（European Agency for Development in Special Needs Education, 2012）であり、そこでは通常の学校にある分離型の特別クラスとしてカウントされている。井上・猪子（2012）によれば基礎学校や高等学校に併設された特別なユニットとして紹介されている。

(2) 就学基準・手続き

学校教育法には、第3条第2項と第3項は、知的障害、ろうや難聴のある場合に、それぞれ「養護学校」と「特別学校」が、入学を許可すべきこと、第4条には、その決定主体が、それぞれの学校の担

当部局であり、保護者が関与することが可能であること、第5条で、異議申し立てができることが規定されていた。しかし、2011年から新しい学校教育法（Skollagen2010:800）が施行されていることから、就学の手続きについても確認する必要がある。

（3）近年の動向

2011年7月1日より、上記の新しい学校教育法（Skollagen2010:800）が施行された。なお、障害者権利条約と選択議定書を2008年12月15日に批准している。

10) イギリス

（1）障害カテゴリー

対象となる子どもは、「学習上の困難があり、特別な教育的な手だてを必要とする子ども」である。実施規則 Special Educational Need and Disability (SEND) Code of Practice : 0 to 25 years old では、主な困難やニーズとして規定されるのは、「認知・学習面のニーズ：特異な学習困難、中度学習困難、重度学習困難、重度重複の学習困難」；「行動・情緒・社会性の発達面のニーズ：行動、情緒、社会性の困難」、 「コミュニケーションや対人関係面のニーズ：言語・コミュニケーションに関わるニーズ」、 「自閉症スペクトラム障害」；「感覚・身体面ニーズ：視覚障害、聴覚障害、盲ろう、肢体不自由」；「その他」である。

なお、上記の従来の Special Educational Needs (SEN) Code of Practice (2001年)に替わるものとして、 Special Educational Needs and Disability Code of Practice:0 to 25 years old が2014年9月に施行された。また、この改変と関連して The Special Educational Needs and Disability Regulations 2014 , The Special Educational Needs (Personal Budgets) Regulations 2014, The Order setting out transitional arrangements が規定された。これらの施策に基づいて、新体制への移行措置が2014年から取られている。従来の制度で SEN 判定などによる支援を受けている子供は、引き続き支援を受けながら EHC Plan(Education, Health and Care plan)を併用し、移行していくことになっている。さらに、The Children and Families Act 2014に基づき、病弱児の教育に関するガイダンスが2014年9月に改めて発行された。様々な疾患や健康上の配慮の必要

な病弱児（children at school with medical conditions）の教育について、学校、教育委員会、関係機関が連携し支援する体制、手順に関する義務責任が明確化された。

特別学校が対象とする障害カテゴリーとしては「視覚障害」、「聴覚障害」、「言語コミュニケーション障害」、「自閉症」、「情緒障害」、「盲ろう」、「肢体不自由」、「中度学習困難」、「重度学習困難」、「重度重複障害」、「特異な学習困難」、「その他の障害」がある。

（2）就学基準・手続き

判定書がある場合とない場合によって、就学の手続きが若干異なる。判定書がある場合は、親の意向または他の子どもへの効果的な教育の提供と矛盾しない限りは通常の学校で教育される（Special Educational Needs and Disability Act 2001による1996年教育法の改正）。その場合には、地方教育当局が保護者の意見を聞き取り（特定の公立学校か、私立学校か、特段希望がない等）を行い、それをうけて学校の提案を行い、判定書の学校欄に学校名を記入する。新制度の下での、従来の判定書から EHC plan への移行に伴う就学の手続きについては、確認する必要がある。

（3）近年の動向

障害者権利条約を2009年6月8日に、選択議定書を2009年8月7日に批准している。その際、障害者権利条約第24条第2項（a）と（b）について「連合王国は、障害のある子どもが、自己の生活する地域社会の外にある、より適切な教育の提供が可能などこかで教育され得る権利を保持する。ただし、障害のある子どもの親は、その子どもが教育される学校の優先順位を表明する機会を他の親と同様に持つ。」とする留保と、「連合王国政府は、障害のある子どもの親が、障害のある子どものニーズに応ずることのできるメインストリームの学校や職員へのアクセスがより多くできるようなインクルーシブなシステムの開発を継続するものとする。連合王国政府は、連合王国における教育制度一般（general education system）には、メインストリーム学校と特別学校を含むものと理解しており、このことは本条約において許容される。」とする解釈宣言を行い、教育制度一

般の中に、特別な学校が含まれることを示している (United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, Declarations and Reservations, UN enable サイト内)。

2011年度に発表された SEN 緑書 (Support and aspiration: A new approach to special educational needs and disability - A consultation) に基づき、2012年度より、31の Local Authorities において、地域での連携、判定方法の改編と Education, Health, and Care Plans の導入に関わること、各個人を支援するための資金に関わること、民間団体の活用にかかわること、等について試行された。その後、The Children and Families Act 2014, Special Educational Needs and Disability (SEND) Code of practice の施行に伴い、新しい SEND システムを、2018年4月1日までに完全実施することとなっている。そのための移行期間 (2014年4月1日から2018年4月1日) に入っており、政府は地方自治体の関係機関に向けて移行措置にともなう規準を提示している (例: Transition to the new 0 to 25 special educational needs and disability system, 3rd edition)

11) アメリカ

(1) 障害カテゴリー

個別障害児教育法 (The Individuals with Disabilities Education Act of 2004, 以下「IDEA」) では、「知的障害」、「難聴 (聾を含む)」、「言語障害」、「視覚障害 (盲を含む)」、「(重篤な) 情緒障害」、「肢体不自由 (整形外科的障害: orthopedic impairments)」、「自閉症」、「外傷性脳損傷」、「その他の健康障害」、「特異的学習障害」(IDEA Sec.602 (3) (A) (i)) と「特殊教育と関連サービスを必要とする者」(IDEA Sec.602 (3) (A) (ii)), さらに、3歳から9歳においては「発達の遅れ」(IDEA Sec. 602 (3) (B) (i)) とされる。また、施行規則 (Federal Register) において「盲ろう」と「重複障害」(IDEA Sec.300.8) が加えられている。

(2) 就学基準・手続き

公立や私立の教育機関、その他介護施設にいる障害のある子どもを含めて、障害のある子どもが最大限適切であるように障害のない子どもと一緒に教育される。特殊学級、分離による学校教育、またはその他通常の教育環境から障害のある子どもを引き離

す (removal) ことは、追加的な支援やサービス (supplementary aids and services) の利用を通常の学級内で行ったとしても、子どもの障害の性質や程度によって、教育目的を達成しえない場合に限定される (IDEA Sec.612 State Eligibility (5) より)。

さらに、IDEA Sec.614 (D) では、保護者の同意について「初期評価への同意」、「サービスへの同意」を規定しており、「サービスへの同意」については保護者の同意無しにサービスを実施しないこと (IDEA Sec.614 (D) (ii) (II)) としている。

(3) 近年の動向

IDEA2004では、懲戒 (discipline) の際のサービス、特異的学習障害に対する『介入に対する反応モデル (Response to Intervention (RTI))』の利用と早期介入サービスの拡充、IEP プロセスと評価の改善、州のモニタリングの強化、教師の専門性の向上と評価、私学における特殊教育、国の教材アクセシビリティの標準 (NIMAS: National Instructional Materials Accessibility Standard) への準拠、紛争解決などの適正手続きについて改善が図られた (U.S. Department of Education, 2006)。

アメリカでは“Rosa’s Law”を2010年10月5日に Obama 大統領が署名した。この法律は、全ての連邦法に記載されている“Mental Retardation”の表現を“Intellectual Disability”へと名称する内容であり、IDEA の障害種別名称も変更となった (U.S. Department of Education, 2012)。

初等中等教育法 (ESEA) が2015年12月10日に Every Student Succeeds Act (ESSA) として再認可された。また、人種によって IDEA の対象となる比率が高い、という不均衡を是正し、リスクのある子どもに早期に対応するための施行規則を準備している。

なお、障害者権利条約を2009年7月30日に署名したが、批准していない。選択議定書には署名、批准をしていない (UN enable, 2016/03/09確認)。

V. まとめと今後の課題

本稿では、オーストラリア、中国、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ノルウェー、韓国、スウェーデン、イギリス、アメリカにおける

引用文献

障害のある子どもの教育の最新の情報を現時点で入手可能なデータにより概観し、それぞれの国と地域の基本情報、通常の学校教育に関する情報、障害のある子どものための教育についての情報を整理した。

また、我が国の障害者権利条約の批准を受けて、2015年から新たに同条約第35条の障害者の権利に関する委員会への報告の各国の状況を把握することとした。2016年は日本政府の報告書提出の年にあたる。諸外国の例では提出された報告には委員会よって厳しい意見が付されていることから、先行国の評価例を参考にしながら我が国の現状を丁寧に分析する必要がある。

また、日本における通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒の割合とされる約6.5%の数値を国際比較の統計にどのように位置づけるか、等を検討することが必要である。既にこの約6.5%を含めて、日本の特別支援教育の対象者を9%余りとする考え方(柘植, 2013)もある。しかし、本稿の対象国でいえば、例えば、イギリスやアメリカのように支援すべき対象を認定する制度と現在の日本の制度を、横並びに考えることは難しい。その一方で、我が国の特別支援教育体制推進事業などは、イギリスのSENサポートと比較可能な支援サービスとして位置づくとも考えられる。今回は従来通り約6.5%の数値を含まない形で整理を行ったが、これらの枠組みの整理は、引き続き、解決すべき課題である。

既に2014年内に実施が計画されていた欧州特別支援教育機構(European Agency for Special Needs and Inclusive Education)の新たな枠組みによる欧州各国の特別支援教育データの更新は順延されて2015年の早期の実現が予告されたが、2016年3月現在で行われておらず、従来の枠組みで2年毎に更新されてきたデータも掲載されていない。特に表3の部分において、これを主たる情報源としてきたドイツ、イタリア、ノルウェー、スウェーデンの統計データは昨年の数値を再掲することとした。今後の情報収集の方策としては、例えば、それらの国の主要な研究機関との連携や交流協定の締結などにより、常に最新のデータにアクセスする環境を整備することなどが有効と思われる。

- Australian Government (2005). Disability Standards for Education 2005.
<http://www.deewr.gov.au/schooling/programs/pages/disabilitystandardsforeducation.aspx>
- 中華人民共和国教育部 (2015.8). 各级各类学历教育学生情况.
http://www.moe.edu.cn/s78/A03/moe_560/jytjsj_2014/2014_qg/201509/t20150902_205106.html
- 中華人民共和国教育部 (n.d.). 特殊教育基本情况.
http://www.moe.edu.cn/s78/A03/moe_560/s4628/s4630/2010/t20101021_109991.html
- Department for Education (2012). Support and aspiration: A new approach to special educational needs and disability.
<http://media.education.gov.uk/assets/files/pdf/s/support%20and%20aspiration%20a%20new%20approach%20to%20special%20educational%20needs%20and%20disability%20%20%20progress%20and%20next%20steps.pdf>
- Department for Education (2014). Special Educational Needs and Disability (SEND) code of practice: 0 to 25 years old
<https://www.gov.uk/government/publications/send-code-of-practice-0-to-25>
- Department for education (2015). Transition to the new 0 to 25 special educational needs and disability system, 3rd edition
https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/463320/Transition_Dept_advice_sept15.pdf
- European Agency for Development in Special Needs Education (2011). Country information: SNE data - Sweden.
<http://www.european-agency.org/country-information>
- European Agency for Special Needs and Inclusive Education (2015). Data Collection Informing Inclusive Education.
<https://www.european-agency.org/news/data-collection-informing-inclusive-education>
- European Agency for Development in Special Needs Education (2012). Country information: SNE data.
<http://www.european-agency.org/country-information>

- European Commission. Organization of the education system in Finland 2009/2010, Eurydice. European Commission. Organization of the education system in Italy 2009/2010, Eurydice.
- European Commission. Organization of the education system in Norway 2009/2010, Eurydice.
- Federal Register (2006). Monday, August 14, 2006: Rules and Regulations: Assistance to States for the Education of Children With Disabilities and Preschool Grants for Children With Disabilities.
<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2006-08-14/pdf/06-6656.pdf>
- 藤原紀子 (2010). イタリアにおけるインクルージョンの変遷と1992年104法. 世界の特別支援教育, 24, 67-77.
- フランス教育省 (2015). Repères et références statistiques sur les enseignements, la formation et la recherche [RERS 2015].
<http://www.education.gouv.fr/cid57096/reperes-et-references-statistiques.html>
- フランス教育省 (2013). La scolarisation des élèves handicapés.
[http://www.education.gouv.fr/cid207/la-scolarisation-des-élèves-handicapés.html](http://www.education.gouv.fr/cid207/la-scolarisation-des-elèves-handicapés.html)
- German EURYDICE Unit (2011). The Education System in the Federal Republic of Germany 2010/2011.
http://www.kmk.org/fileadmin/doc/Dokumentation/Bildungswesen_en_pdfs/dossier_en_ebook.pdf
- German National Association for Student Affairs (2011). Studying with impairments in Germany: A 2011 survey of the situation for students with a disability or chronic illness.
http://www.best-umfrage.de/PDF/english_summary.pdf
- IDEA Data Center (2013). 2012 IDEA Part B Child Count and Educational Environments.
<http://www.ideadata.org/tools-and-products>
- 井上昌士・猪子秀太郎 (2012). スウェーデンにおける知的障害や発達障害のある人の学びの場. 国立特別支援教育総合研究所ジャーナル, 1, 49-53.
- 韓国教育科学技術部 (2012). 特殊教育年次報告書.
http://iss.ice.go.kr/insiter.php?design_file=1049.php&article_num=2
- Kim Suk-Jin (2016). 韓国の初等・中等教育におけるインクルーシブ教育システム構築に向けた現行の政策と課題, NISE 特別支援教育国際シンポジウム資料, 国立特別支援教育総合研究所.
- 国立特別支援教育総合研究所 (2009). 専門研究 A 障害のある子どもの教育制度の国際比較に関する基礎的研究: わが国の現状と今後の方向性を踏まえて (平成20年度) 研究成果報告書.
- Ministry of Education, Science, and Technology (2010). Major policies and Programs for 2010.
<http://english.mest.go.kr/web/40724/en/board/enlist.do?bbsId=276>
- Ministry of Education, Science, and Technology (2011). Major policies and Plans for 2011.
<http://english.mest.go.kr/web/40724/en/board/enlist.do?bbsId=276>
- National Institute of Special Needs Education (2010). JSEAP: Journal of Special Education in the Asia Pacific, Vol.6 December 2010.
- Norwegian Ministry of Education and Research (2011). Learning together.
<http://www.statped.no/Global/Publikasjoner/Learning%20together%20white%20paper%20Meld.%20St.%2018%2020102011.pdf>
- NSW Department of Education and Communities (2013). Special education classes and provisions.
https://www.det.nsw.edu.au/media/downloads/about-us/statistics-and-research/key-statistics-and-reports/spec_ed.pdf
- OECD (2000). Special Needs Education - Statistics and Indicators.
- OECD (2004). Equity in Education – Students with Disabilities, Learning Difficulties and Disadvantages. (邦訳: 経済協力開発機構 (2007). 教育における公平性: 心身障害, 学習困難, 社会的不利を抱える生徒たち. 弓削俊彦 (訳). 技術経済研究所.)
- OECD (2005). Students with Disabilities, Learning Difficulties and Disadvantages – Statistics and Indicators.
- 障害者の権利に関する委員会 (2009). Guidelines on treaty-specific document to be submitted by states parties under article 35, paragraph 1, of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities, Committee on the Rights of Persons with Disabilities, CRPD, United Nations

障害者の権利に関する委員会 (n.d.), State parties reports, CRPD, Office of the High Commissioner for Human Right Web site

http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/TBSearch.aspx?Lang=en&TreatyID=4&DocTypeID=29

障害者の権利に関する委員会 (n.d.), General Comment on the right to inclusive education, CRPD, Office of the High Commissioner for Human Right Web site

<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/CRPD/Pages/GCRightEducation.aspx>

Statistics Finland (2013). Special Education.

http://www.stat.fi/til/erop/index_en.html

玉村公二彦・片岡美華(2014). オーストラリアにおける障害者権利条約批准と特別教育の方向.

<http://www.nara-edu.ac.jp/CERT/bulletin2014/CERD2014-R26.pdf>

The World Bank. Data. <http://data.worldbank.org/>

柘植雅義 (2013). 特別支援教育. 中公新書, p.25.

U.S. Department of Education (2006). IDEA 2004 Part B Regulations: Critical Issues.

http://idea.ed.gov/object/fileDownload/model/Presentation/field/PresentationFile/primary_key/13

U.S. Department of Education (2012). Digest of Education Statistics 2011.

<http://nces.ed.gov/pubsearch/pubsinfo.asp?pubid=2012001>

UNESCO Institute for Statistics. Data Centre.

<http://stats.uis.unesco.org/unesco/tableviewer/document.aspx?FileId=50>

UNESCO Institute for Statistics. Education.

<http://www.uis.unesco.org/Education/Pages/default.aspx>

United Nations. UN enable. <http://www.un.org/disabilities/>

United Nations. UN Statistics Division.

<http://unstats.un.org/unsd/default.htm>

※インターネット上の文献のアクセス日は、いずれも平成28年3月9日。

参考文献

企画部調査・国際担当・国別調査班 (2015). 諸外国における障害のある子どもの教育. 国立特別支援教育総合研究所ジャーナル, 4, 61-77.

企画部国際調査担当・国別調査班 (2014). 諸外国における障害のある子どもの教育. 国立特別支援教育総合研究所ジャーナル, 3, 70-84.

企画部国際調査担当・国別調査班 (2013). 諸外国における障害のある子どもの教育. 国立特別支援教育総合研究所ジャーナル, 2, 33-47.

企画部国際調査担当・国別調査班 (2012). 諸外国における障害のある子どもの教育. 国立特別支援教育総合研究所ジャーナル, 1, 30-42.

企画部国際比較・国際比較研究対応チーム (2006). 障害のある子どもの就学手続きに関する国際比較: 国連障害者の権利条約検討の動向に関連して. 世界の特殊教育, 20, 55-66.

平成27年度の国別調査班のメンバーは以下のとおりである (◎は班のリーダー, ○は副リーダー)。

アメリカ班: ◎西村崇宏, ○土井幸輝, 日下奈緒美, 梅田真理, 金森克浩

イギリス班: ◎横尾俊, ○半田健, 小澤至賢

イタリア班: ◎伊藤由美, ○村井敬太郎, 武富博文

ドイツ班: ◎森山貴史, ○徳永亜希雄, 久保山茂樹

フランス班: ◎神山努, ○新谷洋介, 金子健, 石坂務

オーストラリア班: ◎岡本邦広, ○定岡孝治, 松見和樹, 柳澤亜希子

アジア班 (中国・韓国): ◎大崎博史, 長沼俊夫, ○江田良市, 牧野泰美, 田中良広

北欧班 (ノルウェー・フィンランド・スウェーデン):

◎若林上総, ○涌井恵, 玉木宗久, 生駒良雄
注: 企画部調査・国際担当 (棟方哲弥, 齊藤由美子, 生駒良雄, 海津亜希子, 石坂務) が本稿の執筆を行った。イギリス, イタリア, ノルウェーについては, 国別調査の過程において本研究所で委嘱している外国調査研究協力員 (渡邊愛理氏, 藤原紀子氏, 真弓美果氏) の協力を得ている。記して感謝したい。